

平成 30 年（2018 年）10 月 4 日

報道機関各社 様

〔手当関係調査に係る続報〕
住居手当の追加調査等に係る札幌市職員の処分について

本年5月15日にお知らせした「住居手当に係る札幌市職員の処分について」は、公益通報に基づき調査した結果によるものであり、その調査は平成30年1月時点（先行調査した交通局は平成29年12月時点）において「親族間で賃貸借契約をし、借家・借間の住居手当を受給している職員」のみを対象としておりました。

その後、退職者や持家の職員を含む住居手当の追加調査を行うとともに、例年実施している各手当の定期点検を、より厳格化した形で前倒し実施した結果、受給要件に合致しない状態となっていた者が17名判明したため、該当者に対し処分を行いましたので、お知らせいたします。なお、処分対象の17名全員が、既に全額を返納しております。

行政に対する市民の皆様のご信頼を損ねたことを、重ねて深くお詫びするとともに、引続き、再発防止に努めてまいります。

1 住居手当の追加調査及び各手当の定期点検の概要

(1) 住居手当の追加調査（過去分の調査）

- ・ 平成23年1月から平成30年5月までに、住居手当を1カ月でも受給したことのある職員（退職した者を含む）
- ・ 調査対象者数 21,509名
 - ┌ うち在職者 17,766名（各企業局職員及び教職員を含む）
 - └ うち退職者 3,743名
- ・ 調査の内容

借家 ・借間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書および領収書を提出させ、家賃額に駐車場代・共益費等が含まれていないこと、家賃を正しく支払っていたことを確認 ・ 特に、親族間契約である場合は、発行1月以内の登記簿を提出させ、所有権の状況等が住居手当の支給要件を欠いていないことの実施
持家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行1月以内の登記簿を提出させ、職員が所有権を有する住居であることを確認

(2) 各手当の定期点検（現状の調査）

- ・ 平成30年6月時点で、住居手当・通勤手当を受給している職員
- ・ 点検対象者数 23,184名（各企業局職員及び教職員を含む）

・ 点検の内容

これまで毎年10月にシステムを利用して実施していたところ、本年は7月へ前倒し、全職員について紙の確認書に自署させる方式で実施

住居	・ 1 (1) と同内容の調査を実施
通勤	・ 定期券の写し、SAPICA 利用履歴を提出させ、受給要件を確認

2 住居手当に係る処分〔11名、総額2,565,114円〕

(1) 賃貸で家賃が減額となったにもかかわらず、届出を失念していた者

…4名、合計421,800円

	所属	職	性別	年齢	期間	過支給額	量定
1	財政局	一般職	男性	40代	H23.1~H30.8	138,000	訓告
2	保健福祉局	一般職	女性	40代	H23.9~H30.8	41,300	訓告
3	下水道河川局	一般職	男性	40代	H24.5~H30.3	177,500	訓告
4	白石区	一般職	男性	50代	H25.4~H30.8	65,000	訓告

(2) 持家で要件を欠くことになったにもかかわらず、届出を失念していた者

…5名、合計1,662,314円

	所属	職	性別	年齢	期間	過支給額	量定
1	財政局	一般職	男性	40代	H28.9~H30.8	75,000	文書厳重注意
2	保健福祉局	一般職	女性	50代	H19.4~H30.8	1,087,090	文書厳重注意
3	教育委員会	教頭	男性	50代	H29.6~H30.7	36,000	文書厳重注意 ※教育では文書訓告
4	教育委員会	一般職	男性	40代	H24.4~H29.8	426,724	文書厳重注意 ※教育では文書訓告
5	教育委員会	一般職	女性	50代	H29.6~H30.8	37,500	文書厳重注意 ※教育では文書訓告

※1~4は、扶養状況の変動に伴い要件を欠くこととなったが、届出を失念していた者。

※5は、所有権の変動に伴い要件を欠くこととなったが、届出を失念していた者。

(3) 親族間契約で要件を欠いていた者…2名 合計481,000円

	所属	職	性別	年齢	期間	過支給額	量定
1	交通局	一般職	男性	50代	H28.10~H30.7	91,000	文書厳重注意 ※交通では厳重注意
2	教育委員会	教員	女性	30代	H25.6~H27.1	390,000	文書厳重注意 ※教育では文書訓告

※いずれも、5月15日付処分と同様、当初の届出以降に転入等により建物の所有者である親族と同居となったにもかかわらず、制度の理解不足等から、届出を失念していた者。

上記のほか、過去7年分の退職者(3,743名)について在職者と同様の調査を実施した結果、2件の不適正受給を確認。(①約80万円、②約380万円。いずれも5年より前のものであり、全額について、時効が成立している。)

3 通勤手当に係る処分〔6名、総額598,029円〕

届出と異なる交通手段で通勤していた者…6名 合計598,029円

	所属	職	性別	年齢	期間	過支給額	量定
1	交通局	一般職	男性	30代	H29.5～H29.11 H30.5～H30.7	25,630	戒告
2	交通局	一般職	男性	20代	H27.12～H28.4 H28.12～H29.4 H29.12～H30.4	36,000	文書厳重注意 ※交通では厳重注意
3	消防局	一般職	男性	20代	H29.1～H29.12	88,743	減給6月
4	消防局	一般職	男性	20代	H27.12～H28.3 H28.12～H29.3 H29.12～H30.3	28,800	文書厳重注意 ※消防長文書厳重注意
5	清田区	一般職	男性	50代	H27.6～H30.7	304,684	戒告
6	教育委員会	一般職	女性	50代	H28.10～H30.8	114,172	戒告

※1, 5, 6 はバス利用で届け出ていたにもかかわらず、他の手段で通勤し届出を怠った者。

※2, 4 は冬期間、徒歩で通勤していたにもかかわらず、届出を怠った者。

※3 は公共交通機関で届け出ていたにもかかわらず、職場近くの駐車場を契約し自家用車で通勤していた者。他に交通法規違反（速度超過）について未報告だった点等に鑑み、他に比して量定を加重している。

4 再発防止策等

(1) 制度の見直し

借家・借間に係る住居手当について、本年10月から親族が貸主である場合の賃貸借契約は手当の支給対象外とする。

なお、持家に係る住居手当は平成27年度に廃止しており、現在経過措置中である（本年度で終了）。

(2) 定期点検の強化

昨年まで年1回実施していた定期点検について、挙証書類の提出を義務付けるなど内容を拡充した上で、今後は年に複数回実施していく。

- ・ 住居手当…家賃の領収書
- ・ 通勤手当…定期券の写しやSAPICA利用履歴

(3) 制度周知の強化

定期点検や研修の場を活用し、適時・適正な届出及び受給要件についての周知を図る。

5 処分日

いずれも10月4日（木）

問合せ先

交通局の処分について 交) 事業管理部総務課長 鶴本 TEL896-2707

消防局の処分について 消) 総務部職員課長 坂上 TEL215-2020

教育委員会の処分について 教) 学校教育部教職員課長 榊原 TEL211-3853

上記以外の処分について 総) 職員部人事課調査担当課長 朝倉 TEL211-2072

住居・通勤手当の受給要件及び再発防止策等について 総) 職員部勤労課長 久保田 TEL211-2082